



### 3 個人情報の取得及び提供に係る同意

私は、公益社団法人千葉県園芸協会（千葉県農地中間管理機構）が、農地中間管理事業の実施に際して必要な個人情報について、下記の記載するとおり必要最小限の範囲内で取得及び提供することに同意します。

#### (1) 取得及び提供する目的

千葉県農地中間管理機構（以下「機構」という）は、農地中間管理事業を実施する際に、審査・検討及び報告等で利用するため、以下の情報を取得し、また関係機関に必要最低限の情報を提供します。

- ①登記甲証明書（全部証明）又は登記簿謄本〔法務局から〕
- ②農地台帳及び農地地図情報〔農業委員会から〕
- ③土地改良区賦課金納付情報〔土地改良区から〕
- ④土地改良事業の換地に係る情報〔県、土地改良事業団体連合会、土地改良区から〕

これ以外の情報取得が必要になった場合には、予め了解を得てから取得します。

#### (2) 提供する機関

機構は、千葉県及び貸付農地が所在する市町村・市町村農業委員会・農地利用集積円滑化団体・機構と業務委託契約を締結している団体に情報を提供します。

また、貸付農地が所在する農業協同組合・土地改良区・農業共済組合等の農業団体にも、情報を提供する場合があります。

#### (3) 取得及び提供する条件

機構は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、情報を適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

取得及び提供する情報は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう、提供先の関係機関にも同様の取り扱いを求めます。

### 4 マイナンバーの提供

※「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づき、支払金額が15万円以上の場合は、千葉県園芸協会に対してマイナンバーの情報提供が必要となります（必要となる場合は、千葉県園芸協会から提出を依頼します）。

### 5 納税猶予適用地 ※該当者のみ「」チェックを入れてください

1の貸付農用地等について租税特別法の以下規定の適用を受けており、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のための貸付けを希望します。

- 第70条の4第1項（贈与税に係る納税猶予）
- 第70条の6第1項（相続税に係る納税猶予）

### 6 添付書類

以下の場合には書類の添付が必要となります。

所有権の状況	添付書類
共有地	共有地における同意書（様式1-2-1）
相続未登記地	相続未登記農地における相続人の同意及び確約書（様式1-3-1）